

協議第9号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成16年12月7日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入する。

協定項目	合併の方式	協定項目 No.	1
------	-------	----------	---

新設合併と編入合併の比較			
項 目	新 設 合 併	編 入 合 併	編入合併の事例
定 義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入(吸収)すること。	編入合併 平成16年11月1日 福島県 会津若松市 (会津若松市、北会津村) 茨城県 日立市 (日立市、十王町) 岐阜県 各務原市 (各務原市、川島町) 鳥取県 鳥取市 (鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町) 島根県 益田市 (益田市、美都町、匹見町) 山口県 宇部市 (宇部市、楠町) 鹿児島県 鹿児島市 (鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町)
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。	
議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	平成16年12月1日 北海道 函館市 (函館市、戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町) 茨城県 常陸太田市 (常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村) 平成16年12月5日 群馬県 前橋市 (前橋市、大胡町、宮城村、粕川村)
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。	平成17年1月1日 埼玉県 飯能市 (飯能市、名栗村) 新潟県 上越市 (上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町)
特別職の取扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 下記の行政委員会の委員については、新市長就任後の、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間、特別に委員を選任する手続きが別に定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。	長野県 長野市 (長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村) 愛媛県 松山市 (松山市、北条市、中島町) 高知県 高知市 (高知市、鏡村、土佐山村) 大分県 大分市 (大分市、野津原町、佐賀関町)
条例・規則等	市町村の法人格が消滅することにより、全ての条例・規則等が効力を失うので、新しい市町村において全ての条例・規則等を制定し直す必要がある。	編入される市町村の条例・規則等は効力を失うので、必要に応じ編入する市町村の条例・規則等を改正することとなる。	